

# 地方分権改革推進委員会 「第一次勧告」 概要

(平成20年5月28日)

## 1 国と地方の役割分担の基本的考え方

### (1) 「地方が主役の国づくり」に向けた取組み

- 地方政府の確立のための権限移譲
  - ・中央政府と対等・協力の関係に立つ地方政府の確立
  - ・抜本的な権限移譲、義務付け・枠付け、関与の見直し
  - ・地方政府の組織の形態の自由化
- 完全自治体の実現
  - ・自治行政権、自治立法権、自治財政権の確立
- 行政の総合性の確保
  - ・基礎自治体に事務事業を優先的に配分(「補完性・近接性」原則)
  - ・広域連合の形成、広域自治体による補完など総合性を担保
- 地方活性化
  - ・地方の税財政基盤の確立、地域間の財政力格差の是正
- 自治を担う能力の向上
  - ・住民・首長・議会の意識改革、職員の資質向上

### (2) 国と地方の役割分担

#### ○国が重点的に担うべき役割

- ①国際社会における国家としての存立に関わる事務
- ②全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的準則
- ③全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策、事業の実施

#### ○国と地方の役割分担のメルクマール

	区分	区分の例	見直しの方向
重複型	事務権限がひとつの主体に専属せず、国、地方公共団体がそれぞれ処理	民間に対する助成	地方に一元化して実施(新たな区分けを設定)
分担型	事業規模や対象範囲により一定の役割分担をしているもの	直轄公共許認可	地方に事務・権限を移譲(現行の区分けを見直す)
重層型	全国一律の基準に従い、地方自治体が事務事業を実施するもの	介護保険 義務教育	法令による義務付け関与の見直し
関与型	地方が実施する事務について、国が広域的な見地から調整しているもの		原則廃止
国専担型	主に国のみで事務を行っているもの	登記、許認可	我が国の社会経済情勢の変化を踏まえた見直しを行う

### (3) 広域自治体と基礎自治体の役割分担

地域における事務は、基本的に基礎自治体である市町村が処理  
都道府県は、①広域にわたる事務、②市町村に関する連絡調整、③規模、能力において市町村での処理が適当でない事務を処理

#### ○市を中心に、法令による権限移譲

- ・まちづくり・土地利用規制等の地域の空間管理に関する事務
- ・福祉・保健・医療・教育に関する事務

#### ○総合行政を担う制度の充実

広域連合の形成、周辺自治体又は広域自治体による連携と補完

## 2 重点行政分野の抜本的見直し・検討

### (1) 暮らしづくり分野

幼保一元化・子ども	認定こども園	・抜本的な運用改善を20年度に実施 ・制度の一本化に向けた制度改革(20年度中に結論)
-----------	--------	--

	保育所	・入所要件の見直し、直接契約方式の採用など総合的に検討 (20年度中に結論)
	放課後子どもプラン推進事業	・文部科学省と厚生労働省の事業の統合も含め改善方を検討(21年度実施)
教 育	県費負担教職員	・都道府県から中核市に人事権を移譲、人事権者と給与負担者が一致する方向で検討(20年度中に結論)
	学級編成、教職員定数	・決定方法の見直し(20年度中に結論)
	市町村立幼稚園	・都道府県の認可を廃止、届出制へ
医療、医療保険	基準病床数	・国が定める基準に加え都道府県が加減算できるような算定方法の見直し、厚生労働大臣の同意の廃止について検討(23年度までに結論)
	診療報酬に関する意見	・高齢者の医療の確保に関する法律において都道府県が提出できることとされている意見を的確に反映する仕組みについて検討(22年度中に結論)
	国民健康保険	・都道府県の権限と責任の強化、都道府県単位による広域化の推進について検討(21年度中に結論)
生活保護	制度全般	・国と地方の役割分担を踏まえた総合的な検討に着手(20年度中を目途に制度改正の方向性)
福祉施設等	施設設備に関する基準	・全国一律の最低基準という位置づけを見直し、地方自治体が条例により決定しうることとする。
	福祉施設の認可、監督	・老人福祉施設、保育所、児童館、認可外保育施設は市に移譲 ・助産施設、母子生活支援施設は、特例市に移譲
	指定介護保険事業者	・指定：都道府県の同意を得ることとした上で、市に移譲 ・指導監督：市に移譲
	指定障害福祉サービス事業者	・指定：都道府県の同意を得ることとした上で、中核市に移譲 ・指導監督：中核市に移譲
民生委員		・委嘱手続きを簡略化(具体的方策について20年度中に結論)
公営住宅		・入居資格要件を緩和 ・整備基準について、国は標準を示し、地方自治体が条例により決定しうることとする。
保健所、児童相談所	設置	・保健所設置市、児童相談所設置市の政令による指定手続きの見直し ・広域連合による共同処理方式による設置を可能とする方向で検討(20年度中に結論)
	保健所長	・資格要件について見直し(20年度中に結論)
労働	無料職業紹介事業	・都道府県へ移譲(国の出先機関の見直しとあわせて更に検討)

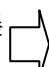
(2) 地域づくり(まちづくり)分野

土地利用	都市計画	・都道府県による都市計画決定：国の同意を廃止 ・市による都市計画決定：都道府県の同意を廃止
	農地	・農地転用に係る国の許可権限を移譲 ・都道府県の許可権限を市に移譲 ・農業振興地域整備方針に係る国の同意を廃止
	森林	・保安林の指定解除権限を都道府県に移譲 ・地域森林計画の策定・変更に係る国の同意を廃止
道 路	直轄国道	・地域内交通を分担する道路は都道府県が担い、国は全国的な交通ネットワークの形成を図ることを基本とし、要件を見直す ・当面、直轄国道の現行の基準を厳格に適用し、財源について必要な措置を講じた上で、一般国道の位置づけを変えずに都道府県に移管
	都道府県道の管理	・町村が管理を行うことができるようにする。
	都道府県道の認定	・国との協議を廃止(道路のネットワークとしての機能確保のために必要な調整の仕組みを検討)

河川	一級水系内の一級河川の直轄区域	・一の都道府県で完結するもの（本県該当なし）財源について必要な措置を講じた上で、一級河川の位置づけを変えずに都道府県に移管（2次勧告までに具体的な案）
防災	自衛隊の派遣	・市町村長が都道府県知事による防衛大臣に対する災害派遣要請をするよう求めた場合に、同時に防衛大臣等に通知できるよう措置
	都道府県地域防災計画	・国との協議を廃止し、報告とする
交通・観光	港湾	・重要港湾の港湾計画に係る国の審査、公有水面埋立に係る認可・協議を縮小する方向で検討（20年度中に結論）
	観光に関する国の支援	・国際競争力の高い魅力ある観光地形成のため、全国的視点に立った先端的な取組みを基本とする
	外客来訪促進計画	・策定変更に係る国との同意を要する協議を廃止し、通知とする
商工業	中小・ベンチャー企業育成支援	・国は金融上、税制上の措置による事業環境整備を基本とする ・個別企業に対して行う直接支援は、全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定 ・（独）中小企業基盤整備機構の行う事業についても同様
	中小企業振興法	・計画認定等の権限を都道府県から市に移譲
	商工会議所 商工会	・商工会議所の定款変更等の国の許認可権を都道府県へ移譲 ・商工会議所と商工会の一元化を含め地域の商工団体のあり方について検討（20年度中に結論）
農業	農業委員会	・農業委員会の組織運営に係る規制について弾力的な運営を図る観点から措置
	種畜検査	・都道府県の種畜検査の結果が都道府県域外で通用するよう措置
環境	大気汚染防止 ダイオキシン類対策	・総量削減計画に係る環境大臣の同意を廃止する。 ・施設の設置届出の受理、汚染状況の常時監視等の都道府県の事務を特例市に移譲する。
	循環型社会形成 推進地域計画	・協議会設置の義務付けを廃止し、交付手続きを簡素化する。（21年度に実施）

### 3 基礎自治体への権限移譲の推進と自由度の拡大

#### (1) 基礎自治体への権限移譲の推進

- ・市町村合併の進展による基礎自治体の行政体制整備の進展
  - ・事務処理特例制度による移譲事務の増加
- 
 ・基礎自治体に優先的に事務を配分  
 ・広域的な連携の仕組みの活用により補完

○移譲の方針 64 法律 359 の事務権限について移譲（うち本県移譲済み：15 法律 69 事務権限）

都市計画 決定（21 年度に現 行制度の 抜本的見 直し）	○次の項目を除き市の区域は市決定（都道府県同意不要）、町村の区域については都道府県決定（国同意不要）	
	地域地区	国・都道府県の責任で行う広域的な政策にかかる地域地区は、都道府県決定・国同意又は都道府県決定（国同意不要）
	都市施設	国・都道府県が設置する都市施設は、都道府県決定・国同意又は都道府県決定（国同意不要）
	市街地開発事業	目的・効果が当該団体の区域を越える大規模な市街地開発事業は都道府県決定（国同意不要）
まちづくり・土地利用規制	土地利用規制のための特定区域	次のものを除き行為の規制に係る事務は、市まで移譲 ○国・都道府県の責任で行う広域的な政策の観点から設定された特定区域 ○国・都道府県が危険防止のために設定した特定区域
	都市計画事業（市・特許業者施行）	都市計画決定権者に移譲
	市街地再開発事業（個人・再開発会社施行）	指定都市まで移譲
	土地区画整理事業（個人・区画整理会社施行）	市まで移譲

	建築物、住宅、駐車場にかかる事務	建築基準法等の特定行政庁としての事務：都道府県知事の同意を廃止 上記以外の事務：市まで移譲
	景観行政団体としての事務	都道府県知事の同意を廃止
福祉	中核市で処理している事務	市まで移譲
	指定介護保険事業者の指定	市まで移譲（指定に限り都道府県同意）
	指定障害福祉サービス事業者の指定	中核市まで移譲（指定に限り都道府県同意）
	児童相談所	政令による指定手続きの見直し
医療・保健・衛生	保健所設置市で処理している事務	身近なところで処理することによりきめ細かな対応が可能な事務：市まで移譲
	保健所設置市で一部の対象について処理している事務	保健所設置市の事務の対象を拡大
	保健所の設置	政令による指定手続きの見直し
公害規制	規制地域、規制基準の設定	市まで移譲
	施設、事業所への指導監督	高い専門性が必要なもの：特例市 それ以外のもの：市へ移譲
教育	市町村立小中学校の学級編成、教職員定数の決定、教職員の人事、給与	市町村に移譲すべき（中核市までは先行して移譲） 広域での人事調整の仕組みや財源の確実な確保を検討
	市町村立幼稚園の設置	都道府県の認可を廃止、届出制へ
生活・安全・産業振興	危険物規制	市町村まで移譲
	消費者保護のための商品の安全	市にも権限を付与
	産業振興	まちづくり・土地利用と関連するもの：市まで移譲
その他	特定非営利活動法人の認証	指定都市まで移譲
	浄化槽	市まで移譲
	墓地、火葬場	市まで移譲
	町・字の新設の告示	市町村まで移譲

○移譲に伴う必要な財源措置を地方税、地方交付税を通じ確実に講ずるとともに、人的支援についても適切に対応することが不可欠

○条例による事務処理特例制度の活用の促進

- ・都道府県と市町村の協議の場の設置
- ・法令の適切な解釈により移譲を推進

○条例による事務処理特例制度の活用を困難にしている制度の見直し

- ・国の財政支援が都道府県に限定されているものについて、法令、制度の見直し

(2) 補助対象財産の処分の弾力化

- ・10年経過後の財産処分、10年経過前であっても補助事業者の責めに帰すことのできない場合、市町村合併、地域再生に伴う場合：事後の届出・報告等を持って国の承認とみなし、国庫納付を求めない

#### 4 現下の重要二課題

(1) 道路特定財源の一般財源化

当委員会の勧告に示された新しい役割分担を踏まえ、国庫補助負担金制度の抜本的見直しを含めた新しい税財政制度を構築する方向で、地方自治体の道路整備の自由度を拡大する方向で検討を行うべき

(2) 消費者行政の一元化

- ・国民生活センターと地方自治体の消費生活センターを結ぶ迅速な情報収集体制ネットワークの早急な整備
- ・事業所への立入検査、改善命令の規制権限を地方公共団体に移譲する必要性

#### 5 第2次勧告に向けた検討課題（略）

（国の出先機関の改革の方向、義務付け・枠付けの見直し等の法制的な仕組みの横断的見直し）

※この概要版は、長野県総務部行政改革課が作成したものです。